

第1回資産債務改革の実行等に関する調査会

日 時 平成18年12月25日（月）16：29～17：55

場 所 合同庁舎4号館共用第3特別会議室

（井上参事官） 第1回会合ということで説明事項があるので、お時間をいただきたい。

まず、この専門調査会は、経済財政諮問会議の下に設置した「資産債務等専門調査会」を「資産債務の実行等に関する専門調査会」として改組するというで決定し立ち上げられた会合であり、この専門調査会は、資産債務の改革等の実行状況をチェック・監査し、その進捗状況を評価し、経済財政諮問会議に報告するとともに、資産の有効活用策を含む改善策の提言を経済財政諮問会議に対して行うということを任務としている。

引き続き議事に関して、資料2と資料3で簡単に説明させていただく。

資料2が本調査会の運営規則案である。

第2条に、会長、顧問、会長代理についての記述がされている。それから、第3条は委員の欠席についての事項、欠席する場合には代理はできないということになっている。

それから、議事については第4条に書いてあり、この調査会の過半数の出席で開会し、出席した調査会委員の過半数をもって議決するという仕組みになっている。

それから、この審議内容の公表等については、第5条で書いてあるように、調査会における審議の内容等を、調査会終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表するという形になっている。

ただ、この規定の留保事項として、会長が調査会の決定を経て、その全部または一部を非公表とする場合もあり、この点については議決で決するというになっている。

それから、本調査会の公表の方法だが、資料3にあるように、公表については、議事要旨は原則として調査会終了後1週間以内に作成して公開するというになっている。議事録については、諮問会議と同様な扱いであり、4年後に公開するというになっている。配布した資料については、原則として公開されることになっている。

調査会自体は非公開であり、審議の内容については、要請があれば会議終了後、事務局で説明してもらうほか、場合によっては調査会長等が記者会見するというようになっており、本日は記者クラブからの要請があって、この会議終了後、八代会長から記者会見することになっている。

それから、調査会の開催日程については、事前に通知を図るものとするということになっている。

この運営規則と調査会の公開について、これでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(井上参事官) それでは、八代会長よりご挨拶をお願いしたい。

(八代会長) これまで政府・与党を初めとして、この政府の資産債務の改革につきましては、さまざまな議論が行われてきたわけだが、改組前の「資産債務等専門調査会」では財産の売却・有効利用、貸付金等の圧縮、特別会計の改革、公会計の改革等を中心として議論を進め、その結果を諮問会議に報告してもらったが、今回「基本方針2006」に基づき、この「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」ができ上がった。その目的は、「資産債務等専門調査会の中間整理」を踏まえつつ、資産債務の改革の実行状況をきちっとチェックすることと、その進捗状況を評価し諮問会議に報告すること、それからもっといいやり方がないかどうか、有効活用策を含む改善策をぜひ皆様の方からご提言をもらうということが目的になっている。

そういう意味で、ぜひ遠慮なく専門の立場から意欲的に議論をしてもらえればと思う。

本日は、これから議論を進めていただくわけだが、万一私がこの会議に出席できない場合もあるかもしれないので、会長代理をあらかじめお願いしたいと思い、よろしければ関委員にお願いしたいと思う。よろしく願います。

それから、同じ諮問会議の民間議員である丹羽顧問に顧問をお願いしているので、よろしく願います。

それから、本日は第1回の会合でもあるので、田村政務官にわざわざご出席してもらっているので、最初に簡単ですがごあいさつをお願いしたい。

(田村政務官) ようやくここまで来たという気持ちと、ここから勝負だという気持ちである。私は、自民党の政府の資産債務の有効活用に関するチームに入っており、ここにいる桜内先生と一緒に汗を流した。

参議院の予算委員会で、この3月に質問させてもらい、小泉総理がぜひやろうと、そういう言葉をいただいた。

最初は財政難に立ち向かう、そこから始まったのだが、例えばいろいろな国を見ると、財政難であろうがなかろうが、資産債務改革というのはやっている。例えば、シンガポールみたいに財政が大幅な黒字であるところでも資産債務管理というのはやっている。だから、財政難か

ら一歩進んで、単式簿記の世界からしっかりと企業経営の世界に国の運営も変えていこう、そういう大きな試みだと思っている。

それが諮問会議で一歩進み、これで稼いでいこうということを官房長官が言い、総理もそれがいいというふうに言った。いい例がシンガポールのG I Cやテマセックである。

私は金融庁の方も担当しているが、今度、金融の仕事で年明けに公務でシンガポールに行つて、G I C、テマセックに行く。3回目になるのだが、人間関係をつくって、かなり聞き込み調査ができるような環境になってきたので、そういう情報をもとに、これからできる限り参加して責任を持ってやっていきたいと思うので、どうぞ皆さんこれからは勝負なので、よろしく願います。

(八代会長) それでは、顧問をお願いしている丹羽顧問にごあいさつをお願いしたいと思う。

(丹羽顧問) 総理が所信表明演説の中で、国の資産の売却圧縮を積極的に進めるということを述べているが、この中で筋肉質の政府の実現とともに、国民の負担増をできるだけ小さなものにしなければいかんというふうに言っておられるが、まことに当然なことである。

諮問会議においても、政府が資金の用途を決めるという時代から、資産が市場で効率的に運用されて国富を生む、そういう時代へ転換をすべく、特会の改革だとか政府の資産売却プログラムの加速を行って、徹底的に過去の膿を出す、そういう具体的な施策を我々の中で議論をして決めていく必要があるのではないかということをお我々民間議員から提言をしたところである。

当専門調査会におきましても、こういう議論を通じて資産債務の改革を推進しまして、国民経済全体にその成果を波及させると同時に、財政の健全化に資するというのが我々の務めであると思う。

については、資産債務改革が実効ある成果を上げるために、委員の皆さん方とともに一緒に努力をしていきたいと思う。どうぞよろしく願います。

(八代会長) 本会議は、内閣府の会議であるけれども、当専門調査会の議論を円滑に進めるためには、資産債務管理の実務にかかわる財務省と総務省から必要に応じて政府の資産債務にかかわる情報を提供してもらふ必要があるわけで、財務省と総務省の方にもオブザーバーとして出席していただくことを考えているが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(八代会長) それでは、議事進行に入りたい。

本日は第1回の会合ということもあり、これまでの資産債務等改革に関する議論を整理しておきたいと思うので、これまでの議論の経緯をまず事務局から簡単に説明してもらいたい。そ

れに基づいて議論を始めたい。

(井上参事官) それでは、簡単にこれまでの経緯について説明する。

資料については、資料4から資料7が、これまでの資産債務に関する取り組みになる。

資料4をみると、17年6月に「基本方針2005」の中で資産債務についての記述がされており、そこから経済財政諮問会議の中での議論がスタートしている。

その後、17年11月には、経済財政諮問会議で、政府資産の規模、将来的にはGDP比で半減させるというような決定がなされている。

また、17年12月の「行政改革の重要方針」の事項の中では、18年度内に資産・債務改革について、財務省で工程表を作成し、これを諮問会議に18年度内に報告するということが決まっている。

引き続き経済財政諮問会議の中でも議論されている内容について、この表にまとめているが、同時に自民党でもこの関係について議論が進められており、2ページの冒頭にあるように、資産圧縮PTの中間報告で、ある程度具体的な数字等の提言がなされている。これら議論を受け形で18年4月に、経済財政諮問会議の下に「資産債務等専門調査会」が設置されることが提言され、議論が進められてきた。

18年7月に「基本方針2006」の中で、資産債務についての取り組み方について、幾つか具体的な提言がなされ、18年9月に「資産債務等専門調査会」の報告ということで中間整理を行っている。

引き続きこの問題について議論する場として、18年11月に「資産債務等専門調査会」を改組し、「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」を設置するということが、経済財政諮問会議で了承いただいているところである。

先ほどご紹介したように、18年11月にこの専門調査会を設置するということが決定されたのだが、そのときの諮問会議への提出資料ということで資料7につけてあるが、ここで今回の専門調査会の立ち上げを了承されている。

今後の予定としては、資産債務改革の実行状況をチェック・監視し、その進捗状況を評価するとともに、財務省から本年度末に提出される工程表について検証した上で、資産の有効活用策を含む改善策を検討するということが予定されている。

これらに関する報告書を経済財政諮問会議に提出するというのが、今後の予定としてここに掲げてある内容になっている。

(八代会長) 専門調査会の今後の進め方について事務局とも相談したものが資料8としてあるので、これに沿って説明してもらおう。

(井上参事官) それでは、資料8に沿って事務局から説明する。

当面の課題については、そこに書いてあるように、「資産債務等専門調査会の中間整理」が既に出ており、これを踏まえつつ各省庁からのヒアリングを通じて実施状況を随時把握し、実行段階のチェックを行い、施策実施省庁の資産債務改革の実行を促進するとともに、

資産債務改革の実施状況に関する評価を含めて、経済財政諮問会議に報告を行い、「基本方針」に反映させるということが今後の課題となるというふうに考えている。

これまではいろいろと専門的な立場から検討を進めてきたわけだが、今後はそれが実行段階に入るということである。

今後の日程については、これはまたここでのご相談ということになるが、大体の目安として、来年1月以降、月1回から2回の頻度で専門調査会を開催できたらというふうに考えている。その際、今回ご参加いただいた委員の方々に、この問題についての意見表明をお願いできたらというふうに考えている。

また、本件については、非常に個別の実行段階に入ると、専門的な知識が必要ということになるので、外部の有識者にも幅広くヒアリングを行っていくことを考えている。

今日の議論もあるかと思うが、また本専門調査会では、ワーキンググループの設置を考えており、金融・実物両分野のワーキンググループの設置についても、こういった形で進めるかということについてご議論いただければというふうに考えている。

また、その実行段階ということになっているので、実際に資産債務に関する施策を実効している財務省、また総務省などから、その実施状況についてヒアリングを行うことも考えている。

スケジュール的には、年度末に、財務省が経済財政諮問会議に、資産債務改革の具体的施策を示す工程表を提出することになっているので、そこにあわせて集中ヒアリングができればというふうに考えている。これらの議論を踏まえて、経済財政諮問会議への報告、それから来年の「基本方針」への反映ということが本専門調査会の当面の課題というふうに考えている。

事務局からは以上。

(八代会長) 今の説明のように、今後の進め方をこのように考えているが、この進め方及びこれまで説明のあったこと、それからご専門の立場から本調査会の審議に当たって、ここが特に重要だというか、そういういろいろポイントがあるかと思うが、それについてご自由にご発言いただきたい。どなたからでも結構だが、やはり一番経験のある関代理はいかがか。

(関会長代理) 私は前身の専門調査会の議論に参加して中間整理を取りまとめさせていただいた立場だが、取りまとめの中でどういう感想を持ったのかということを経験の皮切りにちょっとお話しさせていただくと、中間整理のポイントというところにあるように、国の資産GDP比半減というのは大体10年間で140兆円ぐらいの規模となっている。私は、この140兆円ぐらいの規模のフィージビリティのようなところまで、ある程度目途をつけなければいけないのではないのかなと思っていたが、これが大体できるなという実感は必ずしもない。しかし、一応の目安のようなもの、誰がやるのかというようなことについては、ほぼブレイクダウンしたような数字はある、なくはないということだと思う。

政府資産の売却、特に不動産を中心とした売却が12兆円というのは、目下のところ具体的には東京23区の官舎の売却という形で、これが6,000億円ぐらいである。これは具体的に進んでいるが、もう少し独立行政法人なども入れて、そういうものをきちっと詰めていくということもあると思う。

したがって、中身をよく聞いた上で、どういう工程表でどういうふうに進められているかというのはきちっと把握する必要があるということだと思う。

それから、もう1つは財政融資資金の貸付について、これは130兆円とか140兆円とか、同友会なんかは170兆円ぐらいできるのではないかという議論をしていたと思うが、特に大部分は長期貸付金の回収で、問題は新しく証券化のような手法を通じて、どれぐらいのものが回収できるのかということが1つの焦点で、これは具体的な数字、目標のようなものは必ずしもない。

皆さん専門家なのでご案内のとおりであるが、証券化できているのは、今は10兆円以下の規模である。それで、我々の願いとしては、早く20兆円ぐらいの規模にしたい。更にできたら30兆円ぐらいまでにしたいということだと思うが、これがどういう条件が整えばそういうことが一体可能になるのかということで、証券化を進めるには経済的にはコストをカバーしてメリットがあるということだけではなく別の論理をかまさない非常に難しいと思う。

財務省は、別の論理といいますか、出ていくお金と入ってくるお金をできるだけならそうということがジャスティフィケーションの1つになるということで、そういう観点で、流動化をやる、具体的にやっていったらどうだという考え方を持っていて、そのこと自身は基本的な考え方の1つにはなると私は思っているが、この流動化スキームだけでは、20兆円などいうところにはなかなかいかないわけで、その辺がクリアされてくると、日本の金融資本市場は相当様変わりすると思うが、その辺のところの具体的な手だてをどうするかというのは、私はブレイクスルーしなければいけない論点だというふうに思っている。

いずれにしても、ハードルは決して低くないということで、我々はモニタリングしていくということだが、やはり相当突っ込んで議論をしていかないと、放っておいても進むというような代物ではないのではないかというのが私の実感である。

以上。

(八代会長) それでは、丹羽顧問。

(丹羽顧問) 140兆円圧縮するうちのほとんどは財投である。我々の感覚から言うと、どうしてそのように長くかかるのという印象を非常に持つ。9年も先、世の中がどのようになっているか分からないという感じからすると、ちょっと時間がかかり過ぎている。

しかしながら、この変化の激しい世の中で、9年も先のことを我々は議論をしているということになる。だから、この辺のところはもう少しスピードを早めることはできないのか、なぜこのように時間がかかるのかということをお聞きしたい。

今のお話で少し分かったような気がするが、この証券化も国は民間でやるのにそぐわない事業をやると、これが建前である。だから、財投の証券化にはもともとそぐわないわけであるが、非効率な事業を見直す、あるいは効率化を促進するということで証券化をやるというタイミングではあると思う。だから、そういう視点で証券化にしても、もうちょっと早く進めることはできないのか。あるいは特会にしてももう少し集中的に見直すというようなことをもう少し早くできないかというのが私のポイントである。

(八代会長) 政務官、どうぞ。

(田村政務官) 党の方としてまとめた計画がたたき台になっているので、ちょっとだけご説明すると、まず整理しなければいけないのは、国にお金が入る話とオフバランスの話というのが一緒になっている。ネーミング・ライツと不動産の売却というのは国庫にお金が入る話であり、証券化の話というのはオフバランスの話、バランスシートを小さくしていくという話である。これはまず整理しなければいけないということ。

もう一つは、スピードの話であるが、証券化というのは市場の吸収力である。やはりプロに聞くと、年間10兆円ぐらいがマックスの吸収力ではないかと言う。しかし、これは試してみないと分からない。こういう新しい証券化商品が出ていくことによって、投資家に対して幅広いラインナップが提供できるわけであるから、私はプラスの効果もあると思うし、これは地方への貸付を証券化するわけで、結構いい商品なので、ひょっとしたらもっと売れるかもわからない。ここはひとつ検討が必要だということ。

もう一つ、不動産に関しては、ただ売ればいいというものではない。できるだけ加工してバ

リユーアップして売るということ。国庫にお金が入る話なので、バリュウアップするためにプロをどこで挟ませるかということもしっかり議論していただきたいと思う。

それと、皆さんに議論していただきたいのは、特に法律と組織論だと思う。どの法律に基づいてこの資産を切り離していくのかということ。今の国有財産法では、国有財産と行政財産ということに分かれている。それをまとめてバルクで運用するときに新しい法律が必要である。したがって、国有財産、行政財産の敷居を外して、それをバルクで切り離すための組織と法律が必要だと思う。この議論もしていただきたい。

そして、切り離す組織と運用する組織、2つ必要だと思う。切り離すのはかなり政治力と行政力が必要な組織、そして運用するのは完全にプロの方がいいと思う。しかし、焦げついたときの責任とかいろいろなことがあるで、そのときも含めて法律でくくっていかねばならないので、最後は組織論と法律論になると思う。

私は財務省理財局ではなくて、切り離すのも運用するのも第三者がやった方が良く思う。このあたりもぜひ議論していただきたい。

(八代会長) それでは、スピードの件も含めてどなたでも結構ですが、どうぞ。

(富山委員) 多分、金融資産の議論だと思うが、現状の金利水準はご存じのように長期はまだ低い水準なので、真面目に考えなければいけない議論としては、10年というタームで考えると、今より金利は上がるだろうと考えている人が普通なわけで、そのときに、リスクをどう低減するかという観点からすると、ある意味では保険料として払っていいコストというのは多分あるはずだと思う。そうすると、多少証券化でコストがかかったとしても、金利上昇に対するリスク抵抗力というのはこれで非常に高くなるわけだから、そういった意味でどこまでのコストが正当化できるかということと、どれだけ早く処理できるかということは多分関連すると思う。

そこは、ある意味ではちょっと専門的な分析をしないと多分出てこない答えでしょう。それから金融資産の中身というのが、これはローンなので、ちょっとエクイティ性もあるのだろうか、ローンからメザニンぐらいのレンジだと思うので、そうすると、問題は中身を詳細にちゃんと評価しないと、どうなっているのかわからない部分があると。

現実百何十兆と言っても、例えば我々が買えと言われたときに、すごく高く買えるものから、安く買わなければいけないものまで資産のスペクトラムに多分幅があるので、そこはやはり実際の中身を市場のディシプリンでどういうバリュエーションになるのかということを見ていかなければいけないのだろうなと思う。

その結果として、実際、民間ベースでかなりパーに近いものがあるのであれば、これはパーということは内容がいいので、内容がいいものは従来の伝統的政府の考えでは売らないということなのだろうが、逆に市場が内容のいいものでないと買ってくれないので、多分内容のいいものから売っていくという議論をすると、そこはやはりデューデリの的な資産評価をディテールでちゃんとやらなければいけないのだろうという感じがする。

ただ、難しいのは、ローンの評価というのは、債権証書が眺めていても分からないところ。借り手の状況がどうなのかということがローンの評価の中身なので、そうすると、行っている先の実態をどう見ていくのかということをやっと見ないと、幾ら貸出証書を見ても、多分非常に虚しい議論となるのだろうと思うので、借り手側の内容を精査していくという議論をして、そこから立ち戻って、要は実際そんなに市場でディスカウントを食らわないような商品、債権がどのくらいあるのかということバリュエーションしていくこと、多分そこが鍵だろうなという気がしている。

(丹羽顧問) 何人ぐらいやるのか。

(富山委員) 相手によるだろうが、1案件何十人という単位で場合によっては資産精査をして、ローンバリュエーションしていくということもやっていかなければいけなくなると思う。

(丹羽顧問) だから、人が少なければそれは10年でも15年でもかかるかもしれないが、人をやはり集中的に投じれば、かなり前倒しでできる可能性はある。

(富山委員) 内容を精査してバリュエーションをするということだろう。まとめる中でいなければいけないチームメンバーというのはそんなに要らないと思うが、実査する部隊を雇ってきて投入しないと、例えばうちのケースですと、ダイエー1社を精査するのに外部の人材を100人以上投入している。だから、そういうことを場合によってはやらなければいけなくなるということだと思う。

(丹羽顧問) それは省庁でいうとどこがやるのか。

(松山審議官) 証券化の関係、また財務省からも近々、1月に入ったらヒアリングをしていただければと思う。

丹羽顧問のご質問のどのような組織、また政務官がおっしゃったような外部も活用した形も含めて考えられているかどうかは、財務省に聞いてみる必要があると思うが、少なくとも政府サイドで国有財産、それから行政財産両方あるので、所管の問題はあるが、中心になるのは財務省が中心になって考えると。

ただし、富山委員が今おっしゃったように、外部をどういうふうに活用するかというあたり

は、これからの設計になっていくのかなというふうに思っている。

(八代会長) どうぞ、野村先生。

(野村委員) 私も今、いわゆる大手法律事務所というところに所属しているが、財務のデューデリのほかに、リーガルのデューデリというのがある。やはり20~30人は投じるというイメージだが、人数を大きくすると時間は短縮するという単純な仕組みなので、オールジャパンでやる気になってかなり人数を投ずれば短期間に終わるだろう。

むしろ民間的な感覚からいけば、そんなに難しい仕事ではなくて、売れるものは売れるし、売れないものは売れないと。非常に簡単で、本当に実務と言われても全然難しくないというイメージがある。

難しいのはやはり役所とか制度が難しいだろうというふうに思っており、本気でやる気になってみんながやれば簡単に終わる話であるが、これをどういう道筋でやってもらうのか、あるいはどういうふうにして実現させるのか、これは非常に難しいと思う。

私も金融再生プログラムの後、いわゆる不良債権処理というのに携わらせていただいたが、結局はやると決めてやりさえすればあっと言う間に終わるという話であるが、そこにどういう仕掛けが必要なのかということだと思う。

これはやはり工程表だと思うが、かなりきめ細やかな工程表で、例えば100メートル走れと言われると、そこにはいろいろな理由があって100メートル走れないと言うが、1メートル行けと言うとだれでもできるという話になるので、1メートル単位ぐらいで、役所の方々に一つずつ、これやったら次これやってくださいよというのを書かないと、まず上手くいかないだろうと思う。ちゃんと道筋が描ければ、実務自体はそんなに難しいものではなくて、普通に世の中でやっていること。

確かに、先ほど関委員おっしゃられたように、マーケットとしての吸収力はややどうかというところはあるが、何かロジックが立てば、もっとちょっと吸収力はあるというご指摘は私も同感である。

(丹羽顧問) この平成27年度末までにやろうと決めたというのは、今まで皆さんおっしゃったことを踏まえて、大体これぐらいのペースで、これぐらいの人数でやはり9年か10年かかるかと、こういうことで平成27年度末というのが出たのか、これぐらいあればできるだろうと、こういうことなのか、これをだれが決めたのか。

(桜内委員) 私が聞いている範囲で申し上げますと、この10年ないし9年というのは、自然体で財投の貸付金が減っていくというのを相当程度考慮した期間ないしは数字だというふうに伺

っている。

逆に言うと、ここで関会長代理含め皆さんおっしゃっているように、スピードを持って、逆にいえばやる気があればもっといっぱい、かつスピードを持ってできるのではないかと私は考えている。

特に、先ほどもお話があったが、今後の金利の上昇ということを考えると、むしろ国債を持っている方を、地方の地銀や、あるいはもちろん郵貯であるとか、非常に多くの国債を抱えており、その中で彼らにほかの資産市場の商品を供給していくという意味で、市場の育成という観点もここには入れていいのではないかなど。そのためにもあまり時間がないというふうに私も感じている。

（松山審議官） 今、桜内委員におっしゃっていただいたとおりだと思う。政策金融改革、これも政府の重要な改革として取り組んでいるわけで、やはり10年間で融資残高をGDP比で半減していこうという目標があるので、それとの関係を踏まえてそういう時間設定になったと思う。

（八代会長） 伊藤先生。

（伊藤委員） 平成17年12月に財務省より委託があり、約9ヶ月かけて東京23区の公務員宿舍約5,000億円の売却を決め、現在、売却手順に入っている。その後、庁舎についても検討をし、約12兆円の目安の内訳は全国の宿舍約1兆円、庁舎約0.5兆円。これについて、私の仕事は宿舍1兆円は先ほど申し上げたように東京23区で約5,000億円売る段取りをしたので、あと全国で残り5,000億円。庁舎は、東京23区で約3,500億円、近畿で700億円、中京で300億円、その他500億円、合計全国で5,000億円、という段取りで今作業している。

これは有効活用であり、必ずしも売るということではなく、高く貸せばいいわけだ。しかしこれには様々な問題がある。第一に、例えば霞ヶ関の容積率は500%だが、これを1000%にすべきという話もあるが、これは東京都庁が決めることで、国が関与できない。それで、それに関して千代田区も意見を付すので、極めてローカルな政治行政的な話題が出てくる。このためなかなか民間の方が考えるようなスピードで進捗しないと思う。

第二に、実は国会議事堂の上の容積を集めて空中権で売却すれば、それなりの値段になるが、これは立法府の問題である。まだ重要な問題が残っていて、政府等が保有する財産の売却・有効活用について、ぜひここでご検討願いたいのは、国立大学法人、独立行政法人は、全部どんぶり勘定で広大な土地を抱えている問題だ。郵政、NTT、印刷局、港湾局などあらゆるところが広大な土地を抱えており、徹底的に洗い出す必要があると思う。

学校法人でもいろいろあるし、郵政公社でも株式会社になる前に手を打てば、国有地として押さえることができる。そういうことをぜひここで厳しくやっていただきたい。

以上。

(丹羽顧問) 独法と国立大学でどのくらい持っているのか。

(伊藤委員) おそらく3～5兆円あると考えられる。

(翁委員)

財投に関しては、独立行政法人が相当いろいろな課題を抱えていると思っている。それで、先ほども一つ一つ精査するという議論があったが、恐らく最終的に精査すべきは、独法が貸している先の債権だ。私は行革委員会の官業開放の方で、鉄道建設・運輸施設整備支援機構とか都市再生機構とか、物すごく資産規模の大きいところのヒアリングをしたことがあるが、鉄道機構も都市機構も何兆円もの債権を抱えている。例えば鉄道機構の債権の中で、市場で評価されている企業向けの債権は、証券化の対象になりそうだが、一方でJRなどはそれを年金の支払いに充てるのが法律で決まっている部分があり難しい。これらの独立行政法人にどういう債権があるか、一つ一つディスクローズもあまりされていない。そういうことをきちんとディスクローズして、かつデューデリジェンスもして、どういうものが証券化できるかという作業を本気で取り組んでいかなないとできない話だろうと思っている。

金利リスクも、独法は、自身は抱えておらず、全部民間が抱えているという言い方をしている。一方で、民間は政府の名前で安く借りられていると思っている、そうした金利リスクについて何も意識がないという非常に大きな問題も抱えている。そういう意味で独法には特殊な債権がたくさんあり、そういうものを一つ一つ精査すれば、問題点がクリアになるだろうし、何ができるかもわかってくると思う。

ただ、一度に全部に手をつけられないので、タイムスケジュール等を考えていかなければならないという問題意識を持っている。

(八代会長) そうすると、規制改革会議のように対象者のヒアリングをして、なぜここがもつとできないのかという形で議論を進めていくというのが1つの方法だろうか。

(野村委員) 恐らく今の議論の中にもあったと思うが、私は法律家なので、こういう議論をすると役所の方は法律でできない、という話が最後も必ず出てくる。しかし、本当にできないのかどうかは、精査してみないとわからない。結局法律というのが出てきたところで終わりという話になってしまうが、法律家の感覚からいくと、それほどできない話は多くはないと思う。やりたくないことを法律のせいにするのは、私にとっては不本意なので、そこを少し精査さ

せていただきたいと思っている。

その上で本当にできないことについては、制度改革が必要だということになると思うので、ぜひそのところは考えさせていただきたいと思う。

(富山委員) 全部一緒にやるのは大変だと思うので、例えば金融資産に関しては、できそうなものからやっていくのは基本。できそうなものに限って、法律的な引っかかりがある場合が多いと思うので、リーガルと財務のデューデリをまず最初にピックアップして、平面的にどの順番で調べるかということを決めて、それをロードマップの中に落とし込み、実際幾らで売れそうかというのを査定していくのが一番生産的だ。売れそうなら売ればいいわけだ。

(丹羽顧問) それをやるときに、私はいつも思うが、法律とか規則ではやることは認められているにも関わらず、やらないというケースが結構多い。自分の権限を全部使わないというのは、いろいろな思惑や相手に対する思いやりなど、いろいろなものがあるためだ。

それから、官僚に全部任せたら、いろいろなしがらみで進まない可能性が結構ある。だから、実行する段階において、スピード、人間をどのぐらいかけるか、それからどのような人がやるか。ある程度第三者的なものを入れたりしないと、幾らルールをつくっても動かないという可能性も十分ある。実際のワーキンググループをつくるときに、十分政務官にご尽力をいただく必要があると思う。

(野村委員) 法律家に物を頼むときに、だれが頼むかというのは非常に重要で、例えば役所の方が頼むと、クライアントをおもんばかり、できないというレポートを出してしまうということが往々にしてある。そのため、やるということを前提にしたところから、やれる方法を考えてほしいという形で依頼しないと、意外に変なレポートが出てしまうという可能性がある。

(八代会長) 内閣府の方で、そういうのを出す予算は。

(松山審議官) 野村委員が今おっしゃっているような点は、制度設計の問題としては、この専門調査会でもいろいろチェックをされるお立場なので、いろいろなことをおっしゃっていただけたらと思う。

ただ、具体的に例えばそういう第三者機関、外部の人材を活用してやっていくということになると、やはり財務省が中心的になってくると思う。

ただ、政務官もおられるので、その辺は高い見地から議論はあると思う。

(田村政務官) ある程度の政治力でやっていかねばならないと私は思う。総理、官房長官、大田大臣主導でやるという決意を議事録の中にも示されているので、間違わないインセンティブを持っていただく形でしっかりやるので、これからの検討事項としてぜひ協力してほしい。

(八代会長) 市場化テストという手法は使えないか。独法が持っている財産を有効活用する、それを今の省庁と民間の何らかの機関がそれぞれ競い合って、どちらがより有効活用できるかを競う。そうすると、逆に言えばコンサル会社をある意味ではただで使える。コンサル会社にきちっと提案させて、それがよければ財務省にも出していただいてということは今まで検討したか。

(田村政務官) フル・オープン化というのがそれにあたる。

(八代会長) そういうことか。

(桜内委員) フル・オープン化の意味合いが、まさにある種国有財産等の活用に関する市場化テストを事業に着目するのではなく、資産に着目して行うというものなので、この専門調査会の改組についても、基本的にはそういった市場化テストに近いことをここでやるために、独立性をある程度持たせて改組したという経緯も伺っている。

(八代会長) そうすると、管理委員会もあることなので提案してもらえばいいわけか。こちらとしては、むしろ積極的に提案してもらおうということを出せば、あとはある意味で市場メカニズムが働くということに。クライアントというのは、法律会社自身がクライアントだから、そういうバイアスは起こらないという可能性はある。

(関会長代理) 皆さんご議論されていることはまさにそのとおりだと思う。まずは我々が、だれがどういう考え方で、どういう実行計画を持って、いつまでにどうするんだというのをきっちり確認して、そのことを評価するのが先決だと思う。そこまでこの間の中間整理ではできなかった。考え方をまとめるのが中心になったので。

我々のミッションはまさに実行をフォローしろと言われていたわけだから、どういう考え方でだれがいつまでにどういう整理をしてどうやるんだというのをきちっと落とし込まないといけない。それを我々自身が評価するのが出発点だと思う。

(八代会長) そのプロセスは速やかにやらなければいけないが、今まで財務省、総務省からヒアリングしていたけれども、独法関係は全くやっていないのか。

(関会長代理) 調査会では前はやっていない。

(八代会長) 独法も資産を持っている。そうだとしたら、翁委員も規制改革会議の方で大分ご経験もあるわけだが、一番持っていそうな独法から順番にやるのが効率的だ。

(富山委員) 持っていて、かつ借り手でもあるのか。

(翁委員) 債権者としてJR向けなどは40年くらいの大変長い債権をたくさん持っている。独法で資産規模が大きいのは、都市再生機構と旧鉄建公団。

(富山委員) 都市再生機構自身が、一般の人たちにお金をまた貸している。

(翁委員) そうだ。

(富山委員) あれは割とモーゲージバックに近い、要するに有担ではないのか。

(翁委員) そうだ。

(富山委員) そうすると、デットのクオリティーとしては有担ベースのクオリティーになるから比較的いいと言えはいいのだろう。デフォルトも少ないのだろう。だから、そこに貸している財投は比較的B S、要はA L M的にいうと割と内容がいいということになるのだろう。だから、やはりこちら側を見ないと財投の評価はできない。幾ら反対から見てもだめだ。

(伊藤委員) 学校法人が土地が余っているのにうまく使わせてくれないという。そのところはもう少しヒアリングした方がいいと思う。

(田村政務官) 使わせてくれないということか。

(伊藤委員) 学校法人の土地が空いていて、そこに例えば先端型の研究棟をつくっているような企業に貸したいといっても、そうはさせないという話がある。

(丹羽顧問) 国立大学法人は文科省の管下であり、普通の独法とは違う組織がやっている。

例えば今の国立大学にしても、財投から結構なお金を借りて、結構高い。民間で借りた方がずっと安い。何で民間から借りないのか。それをやると、今度は補助金がもらえなくなるとか、病院なんかで儲かった金を全部くれないようだ。剰余金として積めないわけだ。そういうことで補助金と微妙な結びつきがある。

それで、財投はもう結構ですと言えるわけだ。民間からお金を貸すところはあるわけだから。それを言うと、すぐ補助金に響いてくるから努力をしない。本格的に行政改革推進法という中で5年以内に特会を見直そうというが、誰が見直すかということ、各省庁が見直すわけだ。それは自分のことだから、なかなか自ら見直さない。そうすると、都合のいいのしか見直さない。同じようなことがあるから、私がこれを本格的にやろうと思うなら、財務省というよりも、やはりクロスファンクショナルなチームなりワーキンググループをつくらないと、本格的な議論にならない。これはやはり政治のある程度はっきりした目標を置いて、政務官に努力していただく以外にない。省庁からはまずそれは出てこないと思うので、ご尽力をいただきたいと思う。

(田村政務官) おっしゃるとおりだ。

(野村委員) 私もそう思うが、規制の中には本当に書かれている規制のほかに、書かれていない規制というのがたくさんある。日本の場合、それが非常に多くて、私も大学の教員を20年ぐらいやっているが、本当に文科省からどこかに書いてあるのかと聞いても答えが出てこない

規制の中で苦しんでいる。

さらには、例えば博物館というところのネーミング・ライツを売ることについても、何か割り切れない思いのようなものがあり、国の施設の名前をどうして売なのかというそういう精神的なハードルがあったり、あるいはビルの中に、例えば公共施設を入れれば容積緩和になるから、ビルも高くなるので、Win - Winの関係になるのだが、そういう商業ビルの中に役所が入るといのは何事だという、そういった感覚がどこかにある。

なので、やはりそのようなところのバリアをある程度切っていただかないといけないだろう。まさに本当にオールジャパンの問題なので、ここまで来ているのだから、省庁横断的に、あるいは省庁をさらに統括するような形でこのことを実現するという、そういう推進力を持つ組織をつくっていただきたいと希望する。

(八代会長) 後の点は文科省自体が民間のビルの中に入るわけだから、そういう意味では。

これについては、聞けば聞くほど規制改革会議と共通する点がある。だから、お互いに同じことをやっているという面があって、ぜひ協力してやっていけたらと思う。

(丹羽顧問) それは経済財政諮問会議の役割かもしれない。

(八代会長) まさにそうである。

(田村政務官) 本当にそうである。あそこで言っていたのが一番効く。

(丹羽顧問) 言わせていただく。

(田村政務官) お願いします。

(八代会長) 諮問会議ではそういう共通点に注目して、どこの省庁を対象とするというより、各省庁に共通の問題があるということではないか。

私立大学も、必要以上に文科省に何でも聞きたがる。聞けば向こうも何か答えなければいけない。しかし、聞かずにやれば、向こうも別にとめる気もないようなものまで聞くという、自己規制みたいなものがあるのではないか。

(丹羽顧問) それは、文科省が今度独法化することによって、各大学は今まで以上に頻りに文科省と接触をしなければいけない。今まで以上に書類が多い。要するに、それは決裁権と承認権とか名前が変わっただけで、独法化したのは承認だと。決裁権ではないと。承認を得ないと、結局同じことなのである、決裁と。そうすると、何回も通わなければいけない。下手するとすぐ補助金をカットされたり、いろいろする。それで経費のカットがある。だから、みなサービス残業などは結構あるかもしれないし、非常勤準公務員のようなものも積極的に雇わないと間に合わないとか、非常な問題が起きている。

この辺はやはり今のまま置いておいたら、国立大学の独法は非常に規制だらけの部分だと思う。そこにやはり相当メスを入れていかなければいけないのだと思う。

(八代会長) まず、少なくとも野村委員がおっしゃったようにいかなる法律とか規則に基づいて規制しているのかというのを確認する必要があるかと思う。それは規制改革会議でやっていたはずだ。あらゆる通達等は文書でなければいけないという共通ルールは閣議決定されているはずなのだが。

ほかにいかがか、今まで議論されていない点について。

どうぞ。

(田村政務官) 議論されているところのまとめなのだが、結局、我々は党で議論して、結論はあぶり出させるところが一番力仕事で、その後は結構簡単ではないかというところで、あぶり出させるところに丹羽顧問がおっしゃったような仕組みが必要だと思う。なので、財投の中身をあぶり出させる、独法が抱えている各省庁所管の行政財産、これもあぶり出させる。そこはやはり政治のリーダーシップが必要だと思うので、私のラインでもそこはしっかりやっていくし、あと2人の民間委員の方が経済財政諮問会議にいらっしゃるので、ぜひ援護射撃というか、お2人の方が力をお持ちなので、ぜひ進めるようにご発言いただいて、両輪でやっていきたいと思うので、あぶり出す作業からしっかりやっていきたいと思う。

(翁委員) 質問なのだが、この中間整理の段階では、独法の資産まで全部視野に入れた形で中間整理になっているわけではないでしょう。なので、独法は資産債務を圧縮しなければいけないといった問題意識を持っていない。だから、やはりそこから変えていかないとまずいけないのではないかという気がしている。

(田村政務官) おっしゃるとおり。ネーミング・ライツの持ち主もほとんどが独法である。

(八代会長) そうすると、ここの調査会の役割としては財務省、総務省が今やっていることをモニターすると同時に、前の委員会がまだやってなかった独法等についてヒアリングをするというような考え方は可能なのか。

(松山審議官) 少し今の点ご説明すると、先ほどの資料7で、資産債務等専門調査会の改組についてということで、確かに政府の保有する資産の有効活用・売却を中心に実行状況をチェック・監視ということが主たる役割になっているが、実はカバレッジとしてはほかにもいろいろあり、特別会計改革、それから公会計の改革もこれまでこの前身であります資産債務等専門調査会で検討されてきたということはある。

それからもう1つは、今議論になっていた国立大学法人、独立行政法人における資産の問題、

そういったことも一応カバーすると解釈している。

(八代会長) ということは、それは既に合意されているわけだから、粛々とやって構わないということか。

(丹羽顧問) 調査会でやはり国立大学、独立行政法人のルールに手をつけざるを得ないのだというようなことを経済財政諮問会議にここの調査会として報告してもらおう。そうすると、これはやはり手をつけないとこの問題は進みませんよということを言えば、そこで物事が動くわけである。それが調査会として、そういう中間報告をできるだけ早くしていただければいいのではないか。

(伊藤委員) 前のときは、地方政府にどのように入っていくかというのは、ほとんど議論していないのだが、一応重要だということで話題として残っている。

(丹羽顧問) 地方分権推進法とか、何かそういう中であるのでは。

(伊藤委員) そのとおり。なので、どこかへそれを頼むというのをはっきりするとかだ。

(丹羽顧問) それもこういうことをやらないと、問題があるのだという中間報告をしてもらえば、経済財政諮問会議の中で、地方分権一括法の中でこれをやってくれという指示を出してもらおうということが大事ではないか。そうしないとまず進まない。

(富山委員) 市場から見ると地方の債務というのは、それこそ暗黙の政府保証で、事実上政府保証と見られているわけだ。そうすると、結局、国債を引き受けている市場から見ると、資産も債務も連結なのである。多分それを入れて議論しないと実は虚しい議論になるのではないか。

(八代会長) それは総務省ということになる。

(丹羽顧問) 多分、総務省が非常に言いにくいというか、だからこういう経済財政諮問会議の調査会で報告をして、それを促すということがいいかもしれない。

(八代会長) そうすると、今日のまとめとしては、そのようにまず独法であるとか、それから地方であるとか、これまで中間整理では十分触れられていなかった部分について、優先的にやるという形で、まずヒアリングをする形で進めていくということによろしいか。

(関会長代理) これはこの中間整理のポイントを見ていただければ、きちんと公的部門をとらえ、特別会計、独立行政法人云々と、新たな目標を検討するというところだから、これはもう柱は立っているわけで、具体的にどういうふうな目標、新たな目標を検討するのにどういう手順でどうやるかという実践論だ。

(八代会長) その通り。

(野村委員) 工程表の原案というのはだれがつくるのか。

(八代会長) 細かい点は担当省庁と相談するのだろうが、まず何をするかということで、先ほど翁委員がおっしゃったように、独立行政法人でも特に大きなもの、それから国立大学、これはまたいろいろ政治的に大変だと思うが、きちっと資産をどういうふうを活用しているのかということをもっと聞いてみるということからするのは当然のことだと。

(松山審議官) 今ご議論になっている点なのだが、2つ申し上げておきたいのは、地方、それから先ほど議論になった司法、立法、それについてもご検討いただくのはもちろん結構だと思うのだが、政府の外側にあるということなので、要請とかそういう形にならざるを得ない、それが1つ。

それからもう1つは、資料4というこれまでの経緯をまとめた簡単な紙があるのだが、その1ページ目の平成17年12月に行政改革の重要方針を閣議決定してあるが、その3番目のポツで、財務省は政府資産債務改革の方向と具体的施策を明らかにするため、18年度内に工程表を作成し諮問会議に報告することとされましたということで、一応、財務大臣にそのボールを投げていることは投げられているわけである。その意味で、この専門調査会でも財務省の検討状況をもっとヒアリングしていただき、それと並行していろいろご議論されるのだと思うが、そのようなことがあるということは一応ご留意いただければというように思う。

(八代会長) 既に決まっている財務省、総務省についても同じようなことをやっている。

(松山審議官) 地方について。

(八代会長) 地方について。それは出てないのか。

(松山審議官) 総務省には具体的には宿題は出ていない。

(八代会長) 承知した。それでは、若干それも含めてスケジュールの話になると思うが、次回会合は1月中に行うことを予定している。

(藤田参事官) 先ほどあったように1月中に次回会合を行うことを予定している。まだ具体的な日程が決まっていないので、各委員に現在予定をお聞きしておるところで、各委員のご予定を踏まえて調整を行うこととしたいと思っている。

(八代会長) それで、1月に何を行うかということだが、まず財務省が無理であれば、少なくとも今話があった独立行政法人について、幾つかヒアリングを始めるということは可能か。1月のいつかということもあるが。

(松山審議官) 先ほどお配りした資料8で、今後の日程のところにも幾つか項目が書いてあるが、今日、かなりお考えを伺えたかと思うが、できれば、まず次回のときに各委員のお考え、

例えば簡単なレジユメでも提出していただいて、それで我々も正確に理解をさせていただかなければいけないと思う。それをまずやらせていただいて、それでワーキンググループをどういう方向で設置するのか、どういう方を入れていくのかということもある。

(八代会長) まずワーキンググループをつくらなければいけないのか。

(松山審議官) 一応つくる方向で考えていただければと思うのだが、外部有識者としてどういう方にお越しいたいて情報を追加的にあれする必要があるのか、これもこれからご相談をして、この辺をまずやっていただくと。それで、財務省と総務省は、これまでもずっと議論に参加しているので、やってくれると思う。

それで、独法や国立大学法人も大いに議論していただければいいと思うが、やや時間をいただく必要があるのではないか。

(八代会長) 次回はそういう形で個々の委員のご意見をもう少し紙にまとめたような形で表明していただきたいと思うが、これは全員、順番でいいということか。

(松山審議官) 今日かなり伺えたかと思うが、特に新しくメンバーになっていただいた方にやっていただければありがたいと思う。

(八代会長) なるほど。新しくなっていた方が特に決意表明というのを出していただきたいと思う。

(松山審議官) 翁委員ももちろんやっていただいてもいいのだが。

(翁委員) 私は初めてなので、やることになるんだろうと思っていたのだが。

(松山審議官) では、ぜひ。

(八代会長) もし日程が合えば、あるいは翁委員の日程を優先的に。

(翁委員) 大丈夫である。

(八代会長) 大丈夫か。では、まず翁委員と、富山委員、桜内委員も。

(桜内委員) 1点だけ少しよろしいか。

少し私、今日うっかりここが大事だということを言い忘れたのだが、私は公会計の関係をやっており、公会計改革というのがこの中間整理の中にも盛り込まれており、ある種先ほど政務官からもお話があったようなあぶり出しというか、それには非常に重要な役割を果たすのではないかと考えている。

特に、システム化等々地方自治体も含めて、これから公会計の整備というのが予定されておるので、こちらについても、すぐに物件をそこで見つけるというわけにはいかないかもしれないが、中長期的には非常に重要なインフラだと考えているので、こちらについても、専門調査

会でご議論いただければよいかと思っている。

(八代会長) それについてもよろしく願います。

では、恐縮だが、そちらの4人の方から簡単なレポートをいただければと思う。それに基づいて議論したいと思う。

本日はお忙しい中感謝する。来年もよろしく願います。